

ダイワSMA 特定口座サービス利用規定 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p>第7条 所得金額等の計算</p> <p>1. 本口座に係る投資一任報酬等（投資一任報酬、取引等管理料）については、特定口座における所得金額の計算において、関係法令等に定める取得費等への算入は<u>行いません</u>。</p> <p>2. ～3. (略)</p> <p>附則 この規定は、<u>2020年4月1日</u>より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>第7条 所得金額等の計算</p> <p>1. 本口座に係る投資一任報酬等（投資一任報酬、取引等管理料）については、特定口座における所得金額の計算において、関係法令等に定める取得費等への算入は<u>を行います</u>。</p> <p>2. ～3. (現行どおり)</p> <p>附則 この規定は、<u>2022年1月1日</u>より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>